

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成25年7月17日(水)午後6時00分～午後8時00分
場所 札幌地方裁判所5階大会議室
出席者 司会者 奥田正昭(札幌地方裁判所長)
法曹出席者 今井 理(札幌地方裁判所刑事第1部判事)
森中尚志(札幌地方検察庁公判部検事)
渡邊 宙(札幌弁護士会弁護士)
裁判員経験者 6人
報道機関出席者:
北海道新聞
NHK 合計2人

本意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介、挨拶

司会者(奥田所長)

司会役を務めさせていただきます札幌地方裁判所長の奥田でございます。今日はよろしく申し上げます。

今回は6名の裁判員経験者の方に、お忙しいところ、また仕事が終わった後お疲れのところお集まりいただきありがとうございました。裁判員裁判制度は平成21年5月から始まり、丸4年が経過しております。この間、いろいろなところで言われていますが、国民の皆様の高い意識、熱意に支えられて概ね順調に進んできたと評価されているところです。これまでの実情について説明させていただきますと、全国では、この制度が始まってから今年の4月の末までの段階で、5138人の被告人について裁判員裁判が行われ、今では5300人を超えているのが実情ではないかと思えます。これまで選ばれた裁判員の人数が約3万人、補充裁判員の数も約1万人ということで、合わせると約4万人の方が、裁判員又は補充裁判員を経験していることとなります。札幌地裁を見ますと、実は今日も裁判員裁判が行われていますが、制度が始まってから今日まで、122人の被告人に対して判決が言い渡されています。選ばれた裁判員が約730名ほど、補充裁判員が約250名ほど、合わせて約1000人の方にご協力いただいています。意見交換会は今回で6回目となりますが、第1回は、平成22年11月に行われました。とは言え、皆さんが意見交換会に出席するのは初めてですし、実は私も初めてです。今日、ご協力のほどをよろしく申し上げます。

この意見交換会を行う趣旨は2つあります。1つは、裁判員経験者の率直な意見を伺って、今後の裁判員裁判の運営改善に役立てることです。この運営改善についても2つありまして、選任手続を含めた手続自体をうまくやるための工夫をすることと、ここに在席している裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者が円滑適切な訴訟活動を行うことの2つの点から裁判の運営改善の役に立つわけです。2つめは今後新たに皆さんの後輩として裁判員として関わってくる人がいますので、その人たちに対するメッセージ、アド

バイスを述べていただければと考えています。

それでは、参加していただいている法曹三者の方々から、自己紹介をお願いします。
まずは検察官からお願いします。

森中検事

検察官の森中と申します。今回意見交換会に出席している裁判員が担当した事件のうち2件の裁判に立ち会いました。今日は、忌憚のないご意見をいただき参考にしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

渡邊弁護士

札幌弁護士会の弁護士の渡邊と申します。今日は弁護人の活動について良かったことは良かったと、悪かったことはここが悪かったと教えていただいて、これからの弁護活動をより良いものにしていきたくと思っていますので、言いにくいかもしれませんが駄目な事は駄目と述べていただければと思います。よろしくお願いいたします。

今井判事

裁判官の今井と申します。この4月に札幌に来まして、札幌では2件の裁判員裁判を右陪席として担当しました。本日は、運用改善に向けた意見を伺う貴重な機会と考えていますので、よろしくお願いいたします。

裁判員経験者の紹介，裁判員を経験しての全般的な感想・印象

司会者

それでは、最初に、裁判員裁判に参加し、実際に体験したことを踏まえた全般的な感想または印象をお一人ずつ伺いたいと思います。皆さんが担当した事件は全部で3件ありますが、それぞれの事件の大まかな概要については、私のほうから簡単に紹介させていただき、それを踏まえた感想をお聞かせいただきたいと思います。まず1番の方の担当された事件は殺人未遂の事件で、被告人は、全面否認をしており、現場にも行っていないと主張している事件でした。期間は6月4日から7日までの合計4日間、初日は選任手続期日のみ、実質の審理は3日間かけて行われました。検察官は懲役8年の求刑をし、裁判体は最終的に懲役7年の判決を言い渡しました。

1番

裁判員を堅苦しく考えていました。裁判長、左陪席や右陪席の裁判官がいるので話は堅い印象がありましたが、手続としては、評議室でざっくばらんに裁判の経過を話し合っただけのことであって、素人考えですが分かりやすかったと思います。

司会者

2番の方の担当された事件は拳銃を使っての殺人事件で、自白事件でした。量刑が争点となり、期間は6月25日から28日までの4日間で、選任期日を除くと実質3日間の審理でした。検察官は無期懲役の求刑をし、最終的に裁判体は懲役25年の判決を言い渡しました。

2番

裁判所に足を踏み入れたことがなかったので、どんな所だろうという興味がありつつ、殺人事件と聞いたので、見る証拠物がどんなに悲惨なものだろうか、「ドキドキ」しな

から臨みました。懲役25年という判決が言い渡されましたが、1人の人生にとって25年は非常に長い期間であり、それがたった3日間で決まってしまうことに驚きがありました。裁判が終わったあと、裁判のことが掲載されている新聞記事などに興味を持つようになり、国民にも裁判にもっと関心を持ってもらいたいという裁判員裁判制度を始めた意図にはまってしまいました。

司会者

3番から6番の方は、同じ事件を担当されました。夫が妻に対して殺人未遂の事件を起こしたいわゆる無理心中の事件で、争いのない自白事件でした。6月21日から7月1日までということでしたが、審理の期間自体は実質4日間、このほかに選任期日がありました。多少期間が延びていますが、これは評議の期間、途中で土日をはさんだ結果です。懲役5年の求刑がありました。懲役3年の判決を言い渡しました。それでは3番の方から感想をお願いします。

3番

裁判員を終えた後、裁判に対する目線が変わりました。

4番

裁判はテレビや報道でしか見る機会がありませんでしたが、今回自分が携わって、裁判の進め方や量刑に対する考え方の知識を持つことができ、その知識を持った上で、ニュースを見るようになり、一つ一つの事件を重く考えるようになりました。それが自分にとっての収穫だったと思います。

5番

裁判員として選ばれるとはまったく思っていなかったので、選ばれてびっくりという感じでした。法律も分からないし、裁判所に行くのも初めてで、不安だったのですが、裁判官が、素人にも分かりやすいように、一から教えてくれて、不安もなく、すごく良い経験で、中身の濃い3日間でした。

6番

私も裁判が決まっていく過程がまったく分からなかったのですが、ただ漠然とこういう事件を犯したら、こういう刑が下るのかという感じしか持っていませんでしたが、実際に裁判員を行うと、実際の動きが分かったので、裁判終了後、ほかの事件についても考えるようになりました。すごく良い経験だったと思います。

裁判員選任手続期日について

司会者

それでは個別の手続についてご意見を伺いたいと思いますが、まず選任手続についてご意見感想を伺いたいと思います。裁判所から、皆さん方に裁判員候補者として書類が届いたと思いますが、この裁判所から送付した書類は、分かりやすかったですでしょうか。それらは今、私の手元にあります。裁判員等選任手続期日のお知らせ、そのほかに、パンフレット、質問票、回答要領、旅費等の振込先の確認、候補者のガイドブック、ナビゲーション及び返信用封筒が入っていて、量的にはある程度ありますが、こういうものを送られて、分かりやすいと思われたか、また改善点があれば、お聞かせください。

1 番

分かりやすかったと思います。ただ、説明が多すぎるかと思います。電話案内を利用しているいろいろな説明も受けたので、もう少し簡単にしても良いかと思います。

4 番

正直、届いた書類はあまり見ていませんでした。紙が多いとまず見ません。インターネットで閲覧できるとか、メールアドレスを登録するとそこに必要な書類が届くなどすると良いと思います。私よりも若い世代に対しては、紙よりも電子メールで送ってもらったほうが邪魔にならないし、いつでも見ることができるので良いと思います。

司会者

送付された書類を読んで、裁判員の役割を理解できたかお聞きしたいと思います。皆さんの中には、送付された書類を見なくても、以前から裁判員の役割は理解していたという方と、送付された書類を見て裁判員の役割が理解できたという方、全部読んだけど、裁判員の仕事を理解できなかったという方がいると思いますが、裁判員の役割を理解する点について送付した書類は役に立ったでしょうか。

3 番

私はホームページも見たのですが、文字よりも現場を見たほうがより分かりやすかったと思いますが、ある程度書類を見て理解できたと思います。

司会者

選任手続の際の職員の説明は分かりやすかったでしょうか。

1 番

分かりやすかったと思います。丁寧にやっていただきました。

2 番

私も同じです。

司会者

違和感やもっとこういう説明をしてくれれば良いのにと感じたことはありませんでしたか。

(意見はなかった。)

司会者

裁判員に決まった後、例えば、職場や家族から理解を得ることについて苦労したことはありませんでしたか。

1 番

選任前、私は70歳以上だったので、書面には断ることができるを書いてあったので断ろうかと妻に言ったところ、妻からは「せっかく選任されたのだから行っておいで」と言われたので参加しました。

2 番

私は、選任手続期日に重なった仕事を、代わりの人をお願いしないといけませんでした。さらに裁判員に決まった場合、審理期間中の仕事も代わりの人をお願いする必要性がありました。事前にすべての期間をお願いすると、裁判員にならなかった場合、一度お願いした日の仕事を、再度代わってもらうことは中々できないので、火曜日(選任期日)にならないと、水曜日月曜日の仕事を頼めないことを説明するために、裁判員裁判

制度を一から説明しないといけない煩わしさがありました。選任手続期日が終わらないとその先の予定が分からないというのは不便だと思います。

司会者

選任手続期日と実際の審理が始まる期日の間があったほうが良かったでしょうか。

5 番

私たちの事件は21日が選任期日で、26日から審理が始まりました。その間に仕事の調整ができたので、今回の期日のほうが良かったと思います。

6 番

私も仕事の調整ができたので、期日が空いているほうが良かったと思います。

司会者

会社には理解してもらい、円滑に期日に臨めたということでしょうか。

6 番

そうですね。そのあたりは、会社の就業規則の中でも取り決められていますので。

2 番

私の事件の期日は、選任期日の翌日から審理が始まったので、もう少しあったほうが良かったと思います。

司会者

選任された後、審理に入る前に、裁判官から手続の説明があったと思いますが、そのあたりの説明は、分かりやすかったでしょうか。その説明で裁判のイメージをつかむことができていたか、もしくは何が何だか分からないまま始まってしまったという感じはしなかったでしょうか。

1 番

分かりやすかったと思います。しっかり説明していただきました。

6 番

イメージはそうでもなかったですが、裁判官の説明は分かりやすかったと思います。ただ、無期懲役や長期の懲役刑になるかもしれない裁判が3日間で終わってしまうのかという気持ちはありました。

司会者

実際に裁判に参加して、その気持ちはどうでしたか。

6 番

証拠や発言1個1個を見たりして審理していくので、全体像のイメージが変わり、その程度の期間でも、最終的には十分判決までできるのだなという気持ちになりました。

司会者

説明を聞いて、思っていた進行イメージと実際の進行が違うということはありませんでしたか。

(特に意見はなかった。)

冒頭手続及び証拠調べに関して

司会者

冒頭陳述について伺いたいと思います。冒頭陳述ということで、これから検察官が立証しようとする事実を述べ、そのあと証拠調べとして検察官が供述調書などを朗読していたわけですが、実際、皆さんが判決を導くための証拠として使用できるのは、後者の供述調書等の朗読であり、前者の冒頭陳述はあくまで検察官が立証しようとする事実で証拠として使用できないわけですが、この点について、混乱がなく、その違いを理解することはできましたか。

3 番

事前に裁判官から説明を受けていましたし、手続の中での検察官の話から理解できました。

(ほかの参加者も違いは理解できたとのことであった。)

司会者

双方の冒頭陳述を聞いた上で、その裁判の争点が何かを理解できましたか。

1 番

私の事件の争点は分かりやすかったので、理解できました。

2 番

私も理解できました。

(3 番ないし 6 番も理解できたとうなずく。)

司会者

冒頭陳述にかかる時間を見ますと、1 番の方の事件は、双方 5 分程度、3 番ないし 6 番の方の事件も検察官が 6 分、弁護士 7 分と短時間で終わっていますが、2 番の方の事件は、検察官が 16 分かかっていますが、その冒頭陳述を聞いて感じることはありませんでしたか。

2 番

登場人物が多かったです。述べた内容を耳で聞き、配布された書面を目で追うことに、追われたような時間でした。

司会者

どこに問題点があってどういう事件なのかということについて、中々頭に入らなかったということはありませんでしたか。

2 番

事件の内容が頭に入らなかったというよりは、人間関係がいろいろあって、加害者と被害者の双方に多くの登場人物がいたので、誰が上司にあたるのか、誰が仲間になるのかを頭に入れて話を聞かないと事件が見えてこないのかなと思いながら、検察官の話を聞くことに追われていました。

司会者

冒頭陳述でそれらがつかめたという感じですか。

2 番

すべてつかめたのは終わった後だと思います。

司会者

特に、冒頭陳述の情報量が多かったということはなかったですか。

2 番

私としては、その登場人物と位置関係をつかむのが大変だったわけで、事件の概要は、はっきりと頭の中に入ったと思います。

司会者

冒頭陳述を聞いて、その中身の分かりやすさの問題と伝え方の問題の2つの側面があると思いますが、それらを区別して考えると、何か問題点を感じることはありませんか。

4番

ほかの事件が分からないので比較のしようがないのですが、たとえば、自分の仕事の中で会議などと比較すると、紙に書いてある事を順番に言って、それぞれの主張をはっきりと結論として言っているの、分かりやすかったと思います。

2番

冒頭陳述の際、双方から書面をもらったのですが、全く対照的で、検察官の書面は分かりやすいように色がついていて、要点をまとめて書いていたので、話を聞きながら目で追うことができ、振り返りをするときも、自分が知りたいところを書面の中から探せたのですが、弁護人の書面は、レジメと題する要約した書面と、文章体になっている2つの書面をもらったのですが、判決後、ほかの裁判員と「両方は読まないよね」と話していました。また自分が探したいところが探しづらかったの、工夫したほうが良いと思います。

司会者

弁護人の2種類の書面のうち、どちらが分かりやすかったですか。

2番

文章体のほうです。でも色があつたほうが良いです。

司会者

説明のスピード、声の大きさに気になることはありませんでしたか。

1番

私の事件では、検察官や弁護人の声が聞きづらかったです。

司会者

別の切り口でお聞きしたいのですが、最初の段階で法廷に自分が座って、裁判員として話を聞いて、検察官又は弁護人が調書を朗読して、ゆっくり読んでくれるので中身も大体分かったとき、なぜ自分がここにいるのかとふと思うことはありませんでしたか。ある方の話を聞くと自分の理解が十分に得られないまま手続が進んで、自分は何でここにいるのだろうと感じた方がいたという話を聞いたことがあるものですから、皆さんにもそれに近い感覚はありませんでしたか。

(特に意見はなかった。)

司会者

法廷で多くの書類を朗読しますが、その中身は、捜査報告書や供述調書になるわけですが、この時間が結構かかっています。参考にお伝えしますと、1番の方の事件は検察官が85分、中身を見ますと、捜査報告書が10点、被害者の供述調書が4通ありました。2番の方の事件は、捜査報告書が10点で56分要しています。3番から6番の方の事件は、捜査報告書が6点あり21分要しています。いずれの事件も弁護人側は数分

で終わっています。このような時間，朗読を聞いて，まず分かったかどうか聞きたいと思います。

5 番

私の事件は，被告人は罪を認めており，被害者も妻で被告人を許してほしいと述べていたので，分かりやすかったです。

司会者

被害者については供述調書ではなく，証人尋問で確認できたので分かりやすかったということですか。

5 番

はい。

1 番

ほかの裁判員と，検察官の朗読は同じようなことを何回も述べていると話しました。同じ話を何回も行い，時間が長くなったという印象を受けました。

司会者

捜査報告書と供述調書のどちらでしょうか。

1 番

どっちと言われると記憶はないのですが，おそらく両方とも同じような話をしていた印象です。

司会者

その間，休憩はありましたか。

1 番

裁判官が適宜休憩を入れてくれたので，集中力が切れることはありませんでした。8 5 分がそんなに長い時間という印象はありませんでした。

2 番

私にとっては集中力が切れるぎりぎりの時間だったと思います。それ以上時間が長くなると，入ってきた情報が出ていってしまったと思います。

司会者

ずっと座って聞いていることに徹するわけですが，中身がどんどん頭に入ってくる感じでしたか。

2 番

人間関係相関図や顔写真入りの図を見ながら，同じような話を何回も聞くことで確認できたので，頭に入ってきました。

司会者

2 番の方の事件では，犯行状況についての証人尋問は行われず，関係者の話をまとめた捜査報告書の朗読のみでしたが，その話を直接証人として聞いてみたいと思いませんでしたか。

2 番

特にはないです。

司会者

書証について読み上げた後，後で評議室に戻ったとき，その書証をもう一度見たいと

いうことはありませんでしたか。

(特に意見はなかった。)

司会者

読み方等について何か工夫があったほうが良かった点がありますか。

(特に意見はなかった。)

司会者

被害者の供述について、供述調書と証人尋問どちらが分かりやすかったですでしょうか。

2つ取り調べたのは1番の方の事件しかありませんので、1番の方、どちらが分かりやすかったですでしょうか。

1番

証人の証言が、あまり要領を得なかったです。証人尋問はビデオリンク方式で、画面を見て行われたのですが、証人の証言自体が理解しづらいものだったので、証人尋問の方が分かりづらかったです。

司会者

証人尋問の分かりやすさについてですが、これは検察官及び弁護人の尋問技術が上手か下手かによって変わってきますが、皆さんはどういう印象でしたか。3番から6番の方々は、被害状況及び情状に関する証人がそれぞれいましたが、いかがでしょうか。

3番

被告人質問で、被告人の分からないという返答が多く、つかみどころがなかったので、弁護人がもう少し聞き方を変えれば良かったのではないかと少し思いました。

4番

争う点がなかったので、お互いに着地点が見えていたのかなという印象があります。あと被告人が通っていたクリニックの方の証言もあったのですが、その証言も核心に迫らず、一般論にとどまる印象だったので、参考になりませんでした。

司会者

何を聞きたいのかわからない質問などはありませんでしたか。質問の方法は分かりやすかったですでしょうか。

1番

弁護人の声が小さかったので、分かりづらかったです。

(ほかに分かりにくいという意見はなかった。)

司会者

証人尋問又は被告人質問の際に、質問をされた方はいらっしゃいますか。

(5番及び6番が挙手した。)

司会者

5番及び6番の方は質問をしたということですが、質問をして、事案が少し分かった、ここはそうだったのだと理解することができましたか。

5番

理解できました。

6番

私の質問について被告人は答えてくれたのですが、事件から半年経ち、その間いろいろ

るな話を被告人が聞かされていたこともあり、若干推測で話していた印象を受けました。最初の被告人の供述調書の内容が当時の被告人の気持ちなのかなと思いました。

司会者

ほかの方は質問をしなかったということですが、どうして質問をしなかったのか理由があればお聞かせください。

3番

私は、質問をしようと思っていたのですが、聞くほうに集中していて、質問する機会を逸してしまいました。

1番

誰も質問しなかったので、質問をして良いか分からず質問しませんでした。

司会者

裁判官から「質問しても良いですよ、質問しづらかったら裁判官が代わりに質問しますよ。」という説明はありませんでしたか。

1番

あったかと思うのですが、おそらく私が聞き漏らしたのだと思います。

司会者

2番から6番の方々も、裁判官からそういう説明を受けていますよね。

2番ないし6番

はい。

司会者

この証人を聞いても意味がない、この人の証言を直接聞きたいということはありませんでしたか。

3番

被告人が失業したということで、今後の生活環境について、被告人を支援する施設の人の証言を聞いたのですが、あまり意味はありませんでした。

4番

最終的に、被告人の家族と同居しているので、家族の証言があっても良かったと思います。

司会者

次に、証拠物の取調べということで、2番の方の事件では拳銃が、3番から6番の方の事件では文化包丁が証拠物として提出されましたが、その示し方等で気になったことはありますか。

5番

刃が欠けていたので、妻を刺したときに欠けたのか、自分を刺したときに欠けたのか、分からなかったのですが、後で考えると質問すれば良かったと思いました。示し方については刃に血痕がついていましたが特に抵抗感はありませんでした。

3番

私も抵抗感はありませんでした。

司会者

皆さんの事件の中で、遺体の写真や血痕が多くある写真などが、記録の中にありまし

たでしょうか。そういうものがあることによって、見たくないとか、見るのは困るということはありませんでしたか。

(特に意見はなかった。)

司会者

今回担当した事件の中で、見たくない書証等はありませんでしたか。

(特に意見はなかった。)

司会者

2番の方の事件では被害者が死亡していますが、遺体の写真を見たらどうなるかと思ったことはありますか。

2番

遺体の写真は見なかったのが良かったと思います。見なかったことについて、刑を判断する上で、支障はありませんでした。

司会者

3番から6番の方の事件では、殺人未遂ということで、けがの具体的な状況などを生々しい写真で示されたということですが、それは見なければいけないものという認識でしたか。

4番

私は見る必要があったと思います。

論告・弁論手続に関して

司会者

検察官や弁護人は、論告・弁論でそれぞれ求刑しますが、主張する刑がなぜ相当かということを論告又は弁論を聞いて理解できましたか。

5番

特に説明を聞いて違和感はなかったです。

3番

私もなかったです。

4番

最終的に、評議室で裁判官から説明を受けたので、そこで理解しました。論告・弁論のときは、それが妥当なのかは分かりませんでした。

司会者

1番や2番の方の事件では、検察官は懲役8年及び無期懲役とそれぞれ求刑していますが、その理由は理解できましたか。

1番

再犯のおそれや反省の色がない点を捉えて説明していたので理解できました。

2番

こうだから検察官は無期懲役、弁護人は懲役10年というのは理解できましたが、基準となるものが自分の中にないので、なぜ両者でこれほど求刑に差があるのか分かりませんでした。先ほど4番の方が述べていたように、評議室に戻ってから、過去の裁判に

ついて説明を受けて分かりました。

司会者

論告・弁論の時間ですが、1番の方の事件では、検察官は35分、弁護人は短時間で、2番の方の事件では、検察官は5分、弁護人は20分、3番から6番の方の事件は、検察官は11分、弁護人は9分でした。この時間の長さについてどんな印象でしたか。

1番

時間というよりは、検察官は、こういう刑にしてもらいたいという強い印象を受けましたが、弁護人は弁護する気があるのかという印象でした。やはり国選弁護人だからかと思いました。

2番

私も時間というよりは、弁護人からもらった書類がレジюмеと文章体の2つの書類だったので、読み手の側を意識した書類を作ってほしいと思いました。

評議について

司会者

評議で十分な発言はできたでしょうか。

1番

言いたいことを言えました。

6番

十分話もできました。周りの人の意見も十分聞けました。

司会者

逆に言いたいことがあれこれあったけど、言えなかった人はいますか。

(いなかった。)

司会者

評議の進め方について、何か提案等がありますか。

1番

もう言うことはないですね。分かりやすく説明してもらったので、あれ以上はないです。

司会者

1番と2番の方の事件を担当した裁判体では、各裁判員の意見を付せんを使ってまとめていると聞きましたが、どうでしたか。

2番

審理がスムーズに進んで良かったと思います。

司会者

ほかに評議の進め方について感想等がありますか。

4番

重要なのは雰囲気だと思います。私の事件では裁判官が発言しやすい雰囲気を作ってくれていたのが、良かったと思います。

司会者

評議の時間は十分でしたか。

1 番

私の事件では十分でした。

司会者

6 番の方は、3 日間の審理で判決をすることに当初不安を持っていたということですが、いかがでしたか。

6 番

1 日半の評議の時間があり、意見が多く出て十分だったと思います。

司会者

時間もさることながら、もう少し議論したかったということはありませんでしたか。
(特に意見はなかった。)

手続全般について

司会者

裁判官、検察官及び弁護人のそれぞれの手続のやり方について、一番気になった点があればお聞かせください。

4 番

さっき 1 番の方が述べていたように、私の事件もおそらく国選弁護人だったと思うのですが、たぶん裁判中に居眠りしていたのではないかと思います。ずっと腕組みされて、「カクッ」とされていたので、その点はどうかと思います。

司会者

ほかに問題点や要望があればお聞かせください。例えば、もっと休憩が欲しかった等はありませんか。

6 番

当初は休憩をこんなに取り、時間がもったいないなと思いましたが、手続が進むにつれて、貴重な時間だと思いました。休憩のたびに建物を上り下りするのは大変でしたが。

4 番

検察官も弁護人も 2 人ずつ出廷していたのですが、検察官は半分ずつ発言していたので裁判に 2 人いる意味は分かりました。一方、弁護人の方は 1 人の弁護人のみ発言していて、もう 1 人は居眠りしていたので、国選弁護人も税金から支出されることから、はたして 2 人必要だったのか疑問に思いました。

3 番

私もイメージしていた弁護人と実際の弁護人を見て、ギャップを感じました。

司会者

それはどちらかというとよくない意味ですか。

3 番

はい。

1 番

ほかの事件では分かりませんが、弁護人が国選弁護人ということで、弁護していない

感じがしました。ちょっと発言しただけで終わりというか、証人や検察官の発言にも反論もしなかったのです。私が刑事ドラマの見過ぎかもしれませんが。

今井判事

さきほどの4番の方から指摘のありました弁護人の居眠りの点を補足しますと、私は、右陪席として裁判に参加していましたが、居眠りなのか、いろいろと深く思考をしていたかは、にわかには判断はつかないかと思えます。

守秘義務について

司会者

守秘義務の点について、皆さんは事件が終わった後、家族等に裁判のことを話しましたか。

3番

話せる範囲で話しました。

司会者

話しても良い範囲の説明は事前に受けましたか。

3番

はい。その範囲を理解した上で話しました。

司会者

どんなことを話しましたか。

3番

法廷での内容を話しました。

司会者

ほかの方はいかがですか。職場で内容について聞かれることはありませんでしたか。

4番

法廷で証言したことは話して良いと聞いていましたが、突っ込んだ質問を受けることもあり、そのときは考えて、場合によっては答えないこともありました。

司会者

話せる、話せないにあれこれ悩んで、それが心の重荷になることはありませんでしたか。

4番

ないです。面倒くさいなと思う程度です。

1番

私は評議室での話はもう忘れました。法廷での内容だけ覚えています。

司会者

ほかの方も、守秘義務の点で特に困ったことはなかったですか。

(特に意見はなかった。)

司会者

裁判員の心のケアを考えて、同じ事件を担当した裁判員と連絡をとりたいという希望はありますか。

(特に希望はなかった。)

今後参加する人に対するメッセージ

司会者

それでは、これから裁判員になる方々に対し、メッセージをお願いします。

1 番

大抵の人は、裁判について分からないですから心配だと思います。しかし、心配することはないと思います。自分1人で行うものではなく、3人の裁判官とほかの裁判員と協力して行うものですから。私も当初行くつもりはなかったですが、進んで参加してほしいと思います。

2 番

良い経験ができたと思います。不安になることはたくさんあると思います。私の仕事のお客は年配の方が多いですが、その人たちに、私が裁判員になったことを言うと「大丈夫、眠れたかい。」と心配して声をかけてくれました。その人たちに、嫌な証拠写真を見ることがないように配慮されていることや、裁判員になって良い経験を積むことができたことを伝えていきたいと思います。

3 番

裁判員に携って自分の知らない世界に踏み込んだわけですから、その意味では目線が変わりました。また、自分の知らない世界を見る良い機会だと思います。自分の人生を左右するもので嫌だという意見はあるかもしれませんが、有意義な時間を過ごせると思うので、裁判員に選ばれたら是非参加してもらいたいと思います。

4 番

日常的に、マスコミから流れてくる情報が、自分の中に止まっているいろいろな考えようになりました。事件に対し関心が向けば、法律にも関心が行きますし、国会議員の選挙にも関心が湧くようになりました。非常に意味のある機会だと思います。

5 番

3回も抽選にあたり自分が裁判員になったことは運命というか必然だったのかなと思います。いろいろと考え方が変わり、テレビで流れる裁判のニュースを今まで気にしなかったのですが、気にするようになりました。人生観が変わり、すごく良い経験だったと思います。

6 番

私もまさか裁判員になるとは思わなかったところから始まって、一人の人の刑を決めることが重荷になるのかなと思うこともありましたが、一つ一つの物事を積み重ねて、刑が決まるという流れが分かっただけで、良い経験になったと思います。辞退せず積極的に裁判員になっても、全く問題のないシステムになっていると思いました。

法曹三者及び記者からの質問

司会者

それでは法曹三者から質問がありましたら、どうぞ。

森中検事

検察官は、皆さんに分かっていただくために、短く、コンパクトな発言を心がけているのですが、逆にもうちょっと知りたかったとか、ここはどうなっているのだと疑問に思ったところはありませんか。

1 番

私の事件ではありませんね。きちり分かりやすく説明してくれました。
(ほかの参加者から特に意見はなかった。)

渡邊弁護士

質問をする前に、国選弁護人だから弁護する気がないという話に弁明させてください。我々弁護士は、国選でも私選でも弁護活動は一生懸命行います。それが基本ですので、国選弁護人だから弁護しない、私選弁護人だからしっかり弁護するということはありません。ただ、深い思考になっていたのか、居眠りをしていたのか分かりませんが、もし居眠りをしていたのであれば、国選だろうが私選だろうが駄目ですので、あとで確認をして伝えておきたいと思います。弁護人が2人いる意味があるのかという点についてですが、いろいろな役割分担をしており、1人だけが弁護を行っているわけではなく、その準備等を2人で協力して行っています。また、1番の方の事件で弁護人があまり弁護をしなかったという点については、これは私の推測ですが戦略的なところがあったのではないかと思います。いろいろ質問をすればするほど、むしろ逆効果になると考えた結果ではないかと思います。

皆さんへの質問ですが、3番から6番の方の事件の日程について、28日金曜日に評議、そして、土日ははさんで7月1日月曜日にまた評議となっていますが、土日ははさんで評議することで、頭の整理ができるなどの良かった点はありませんか。

5 番

評議で皆いろいろな意見があり、自分の考えが揺らいだことから、2日間一人で冷静に考えることができました。そのような日程で良かったと思います。

今井判事

裁判所としては、皆さんに法廷で心証をとっていただくために、法廷で見たり聞いたりの証拠が、有罪か無罪か、あるいは量刑上どういう意味を持つのかなどの、その証拠がどのような位置づけになるのか理解してもらうことが重要だと思っています。今調べている証拠が、量刑上、あるいは有罪か無罪かを定める上で、どういう意味を持つのか証拠調べをしている段階で直ちに分かったかお聞かせください。

4 番

法廷で説明された証拠がどういう効力を持つのかは、後の評議の場で説明されて分かったのですが、その場では理解することはできませんでした。その場で理解をするのであれば事前に予習などを綿密にする必要があるかと思います。

今井判事

今調べている証拠が被告人に有利なものか、不利なものかの違いは理解できたでしょうか。

4 番

そこまでは考えられなかったです。証拠を見たり聞いたりしても、単純に事実が羅列されて、結果的にこの犯罪を行ったと何となく分かりましたが、資料を見ても「検1」など普段聞かない言葉があり、あまり頭に入りませんでした。

司会者

それでは、司法記者の方から質問があれば、どうぞ。

北海道新聞

評議の中で、裁判官に結論を誘導されている印象は受けませんでしたか。

1 番

それはなかったです。裁判官を含めた9人で評議して判断した印象です。

(そのほかの参加者からも意見はなかった。)

北海道新聞

2 番の方の事件は、犯行時、新聞などで事件の情報がわりと載っていたと思いますが、裁判員となったとき、事前に得た情報により影響を受けたりしましたか。

2 番

選任手続期日に行き、初めて担当する事件を知らされたのですが、その時点で、「あっ、この事件知っている。そう言えばこんな事件あったな。」程度のことだったので、あまり影響はありませんでした。

法曹からの感想

司会者

最後に法曹三者の方から感想をお聞かせください。

森中検事

大変参考になりました。ご意見をふまえてより良い裁判員裁判を行っていきたいと思います。本日はありがとうございました。

渡邊弁護士

厳しい意見をありがとうございました。我々もより良い弁護活動ができるように、本日頂いたご意見を無駄にしないようにしたいと思います。ありがとうございます。

今井判事

今日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。裁判員裁判は裁判員の熱意に支えられている面がかなり大きいと思います。法曹三者としましても、より分かりやすい審理をするために今後も改善していきたいと思っています。今日はありがとうございました。

司会者

長時間にわたり、お疲れ様でした。今日お聞かせいただいた意見については、今後の裁判員裁判の運営に活かして行きたいと思います。本日はありがとうございました。

以上